



株式会社 F Jネクストホールディングス

第43回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月22日(木曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時30分)

場所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 藤の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
 - 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件



証券コード：8935

株主総会ご出席株主様へのお土産及び控室のご用意はございません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ



代表取締役会長

肥田 幸春

株主の皆さまにおかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を2023年6月22日（木曜日）に開催いたしますので、ご通知申し上げます。ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

都市住空間への挑戦と創造を通して、豊かな社会づくりに貢献していく。

私たちは、「ガーラマンションシリーズ」を通じて、単身者の生活を支える良質な住空間、並びに収益性の高い資産の提供、そして、地域や社会と一体となり、都市住空間の創造の一端を担うという社会的な意義のもと、持続的な成長を遂げてまいりました。

目の前の暮らしから数年後、その先の未来まで。私たちが提供する「ガーラマンションシリーズ」は、「住まい」のインフラとしてのみではなく、関わる人々の様々な想いを紡ぐ「未来への懸け橋」であると信じています。

今後も新たな価値を創造することに挑戦し続け、人々の夢のある生活を実現することができる環境を提供し、未来へつながる豊かな社会づくりに貢献していくことが、FJネクストグループの使命です。



代表取締役社長

永井 敦

当期（2023年3月期）の連結業績は、売上高846億88百万円、営業利益82億50百万円、経常利益82億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益56億21百万円となりました。

今後の見通しにつきましては、世界的な金融引締めや物価上昇での制約が懸念されるものの、政府の各種政策の効果等により、景気の持ち直しが期待されます。

このような状況において、当社グループは、採算性を重視した積極的な仕入れ並びに社会やお客様のニーズを的確に捉えた販売チャネルの開拓、DXの推進など様々な取り組みを行い、企業としての成長力を高めてまいります。

以上により、売上面につきましては、主力である不動産開発事業におけるマンション販売計画戸数を当連結会計年度と同程度の2,500戸とし、ファミリー層向けマンションの自社ブランド「ガーラ・レジデンスシリーズ」の販売戸数と建設事業における完成工事件数の増加を見込み、2024年3月期の売上高は930億円を計画しております。

一方、利益面につきましては、各セグメントにおいて原材料価格の上昇を見込んでいること、また不動産開発事業における、顧客ニーズの高い中古マンションの販売比率の高まりにより、営業利益75億円、経常利益75億円、親会社株主に帰属する当期純利益50億円を計画しております。

業績予想の達成に向け、当社グループ全役職員が一丸となつて業務に取り組んでまいります所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2023年6月

目次

招集ご通知

第43回定時株主総会招集ご通知	P.3
-----------------	-----

株主総会参考書類

第1号議案	剰余金処分の件	P.7
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	P.8
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件	P.13
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役2名選任の件	P.18
第5号議案	役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	P.20
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する議決制限付株式の割当てのための報酬決定の件	P.21

事業報告

1. 企業集団の現況	P.25
2. 会社の現況	P.36

計算書類

連結計算書類及び計算書類	P.43
--------------	------

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告	P.47
計算書類に係る会計監査報告	P.49
監査等委員会の監査報告	P.51

ご参考

プロジェクト紹介	P.53
旅館事業のご案内	P.55
株主メモ・株主優待制度	P.57

株 主 各 位

(証券コード：8935)
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社FJネクストホールディングス
代 表 取 締 役 社 長 永 井 敦

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.fjnext-hd.co.jp/ir>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株式情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットの方法によって議決権を行使することができますので、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトの株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月21日（水曜日）午後6時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2023年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2	場所	東京都新宿区西新宿六丁目6番2号 ヒルトン東京 3階 藤の間
3	目的事項	
	報告事項	1. 第43期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第43期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
2. 連結株主資本等変動計算書
3. 連結計算書類の連結注記表
4. 株主資本等変動計算書
5. 計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

なお、株主総会終了後、経営近況報告会の開催を予定しております。

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下3つの方法がございます。



当日ご出席の場合

議決権行使書用紙を郵送せずに、会場にご持参ください。（ご捺印は不要です。）

* 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を行使することができない他の株主1名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。



書面による 議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限

**2023年6月21日（水曜日）午後6時15分
到着分まで**



インターネット による議決権行使 の場合

インターネットによる議決権行使は次のページをご参照ください。

議決権行使期限

**2023年6月21日（水曜日）午後6時15分
入力分まで**

※書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、右記②の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

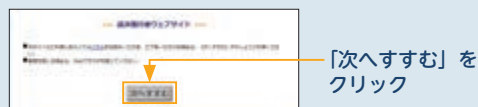
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

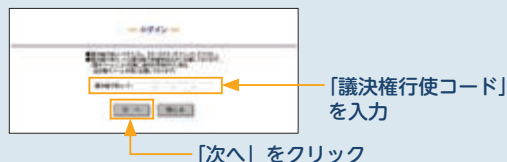
2 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

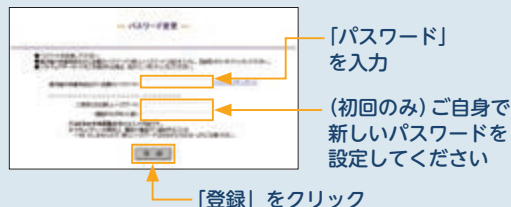
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営上重要施策の一つと認識し、内部留保と資本効率等を総合的に勘案のうえ、経営成績に応じた利益の配分を継続的かつ安定的に行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の業績、及び次期以降の中長期的な事業展開等を慎重に検討いたしました結果、第43期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

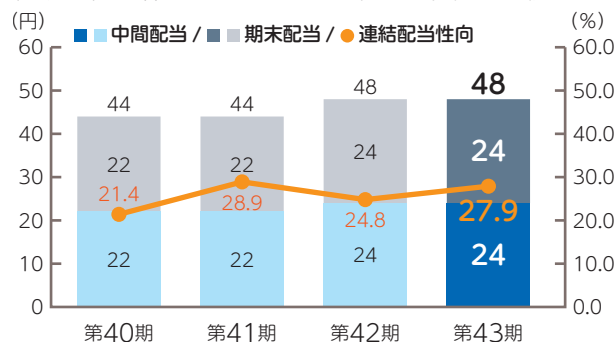
①配当財産の種類	金銭
②配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 24円 配当総額 784,448,232円
③剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月23日

なお、中間配当金として1株につき24円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき48円となります。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 3,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 3,000,000,000円

〔ご参考〕 1株当たり配当金／連結配当性向の推移



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況 [当事業年度]
1	再任 ひだ ゆきはる 肥田 幸春	代表取締役会長 会長執行役員	16/16回 (出席率100%)
2	再任 ながい あつし 永井 敦	代表取締役社長 社長執行役員	15/16回 (出席率94%)
3	再任 ますこ しげお 益子 重男	取締役 専務執行役員	16/16回 (出席率100%)

候補者番号

1

ひ だ
肥田

ゆ き は る
幸春

(1952年5月3日生)

再任



所有する当社株式の数

5,099,800株

取締役在任期間

42年11か月
(本総会終結時)

取締役会出席状況

16/16回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 7月 当社設立、代表取締役就任

2019年 6月 当社代表取締役会長兼社長

2021年 6月 当社代表取締役会長 会長執行役員（現任）

(重要な兼職の状況)

㈱F Jネクスト代表取締役社長

F Jリゾートマネジメント㈱代表取締役社長

㈱F Jネクストレジデンシャル代表取締役会長

取締役候補者とした理由

肥田幸春氏は当社の創業者として経営に関する高い見識を有し、強いリーダーシップと決断力により、当社グループ全体の企業価値の向上に大きく貢献しております。その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役の候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 ^{ながい}永井 ^{あつし}敦

再任

(1956年8月25日生)



所有する当社株式の数

50,000株

取締役在任期間

13年

(本総会終結時)

取締役会出席状況

15/16回 (94%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 ㈱三和銀行（現、㈱三菱UFJ銀行） 入行
2006年 5月 同行新宿支店長
2010年 4月 当社入社 管理本部長兼業務部長
2010年 6月 当社取締役 管理本部長兼業務部長
2015年 6月 当社常務取締役
2017年 7月 当社専務取締役 管理本部長
2021年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

(重要な兼職の状況)

㈱エフ・ジェー・コミュニティ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

永井敦氏は入社以来、当社及びグループ会社において様々な業務に携わるとともに、グループ会社の経営トップとしての職責を重ねてまいりました。また、2021年6月より当社代表取締役に就任し、適切な経営判断並びに経営監督により、当社グループ全体の企業価値の向上に大きく貢献しております。前職からの実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役の候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 ^{ま す こ} 益子 ^{し げ お} 重男

再任

(1961年6月25日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 5月 当社入社
2002年 2月 当社取締役 営業本部長兼第1営業部長
2007年 6月 当社常務取締役 営業本部長兼新宿支社長
2012年 6月 当社専務取締役 営業本部長
2021年 6月 当社取締役 専務執行役員 営業本部長
2021年 10月 当社取締役 専務執行役員（現任）

所有する当社株式の数

225,000株

取締役在任期間

21年4か月
(本総会終結時)

取締役会出席状況

16/16回（100%）

(重要な兼職の状況)

(株)FJネクスト専務取締役 営業本部長

取締役候補者とした理由

益子重男氏は長年にわたって取締役として当社の経営に携わり、当社グループの主幹事業である不動産開発事業における資産運用型マンション販売の営業本部長として業務を推進しております。これまでの実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役の候補者として選任をお願いするものであります。

-
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2023年3月31日）現在の株主名簿の株式数を記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況 [当事業年度]	監査等委員会への出席状況 [当事業年度]
1	再任 すずき けんいち 鈴木 憲一	取締役（常勤監査等委員）	15/16回 (出席率94%)	11/12回 (出席率92%)
2	再任 すずき きよし 鈴木 清 独立	社外取締役（監査等委員）	16/16回 (出席率100%)	12/12回 (出席率100%)
3	再任 たかば だいすけ 高場 大介 独立	社外取締役（監査等委員）	15/16回 (出席率94%)	11/12回 (出席率92%)

再任

候補者番号

1

すずき
鈴木

けんいち
憲一

(1961年6月17日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 7月 三宅公認会計士事務所入所
1996年 6月 当社入社
2005年 4月 当社経営企画室長
2005年 12月 当社経理部 部長代理
2006年 3月 当社内部監査室長
2008年 4月 当社経理部 部長代理
2011年 4月 当社経理部長兼内部統制推進室長
2012年 4月 当社経理部長
2018年 6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

所有する当社株式の数

14,000株

取締役在任年数

5年

（本総会最終時）

取締役会出席状況

15/16回（94%）

監査等委員会出席状況

11/12回（92%）

監査等委員である取締役候補者とした理由

鈴木憲一氏は長年にわたって当社の経理・内部監査・内部統制業務に従事し、2018年6月からは当社の監査等委員である取締役（常勤）に就任しております。その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、経営の意思決定及び業務執行に対する監督を適切にできると判断したことから、引き続き監査等委員である取締役の候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 ^{すずき}鈴木 ^{きよし}清

再任

社外

独立

(1945年11月4日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 11月 プライスウォーターハウス会計事務所入所

1983年 10月 鈴木公認会計士事務所開業

2000年 6月 当社社外監査役

2015年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

鈴木公認会計士事務所所長 公認会計士・税理士

(株)ディスカバリー取締役

(株)ソノコム社外取締役

日栄工業(株)社外取締役

所有する当社株式の数

151,600株

社外取締役在任年数

8年

(本総会最終時)

取締役会出席状況

16/16回 (100%)

監査等委員会出席状況

12/12回 (100%)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木清氏は公認会計士及び税理士であり、財務・会計・税務・監査分野における専門知識をはじめ、当社の取締役に相応しい高い見識、経験を備えております。引き続き当該知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場で経営の意思決定及び業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者番号

3

たかば
高場

だいすけ
大介

再任

社外

独立

(1956年12月2日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 第一東京弁護士会に弁護士登録

1991年 4月 高場法律事務所入所

2004年 6月 当社社外監査役

2015年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

高場法律事務所所長 弁護士

緑産業㈱ 監査役

所有する当社株式の数

1,000株

社外取締役在任年数

8年

（本総会最終時）

取締役会出席状況

15/16回（94%）

監査等委員会出席状況

11/12回（92%）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高場大介氏は弁護士であり、企業法務やガバナンスの分野における専門知識をはじめ、当社の取締役に相応しい高い見識、経験を備えております。引き続き当該知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場で経営の意思決定及び業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2023年3月31日）現在の株主名簿の株式数を記載しております。
4. 鈴木清氏、高場大介氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、鈴木清氏及び高場大介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、鈴木憲一氏、鈴木清氏及び高場大介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。三氏の再任が承認された場合は、三氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 本定時株主総会後に開催される監査等委員会において、鈴木憲一氏が常勤の監査等委員である取締役として選定される予定です。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役、鈴木憲一氏の補欠として野澤俊則氏を、監査等委員である社外取締役、鈴木清氏及び高場大介氏の補欠として大城季絵氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	1	の ざ わ と し の り 野澤 俊則	生年月日	1962年12月14日生
			所有する当社の株式	6,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 日榮住宅資材(株) (現、ナイス(株)) 入社
 2013年 5月 フェニーチェ東北ホーム(株) 専務取締役 (出向)
 2015年 8月 当社入社 レジデンス事業部 副事業部長
 2021年 10月 (株)F Jネクスト レジデンス事業部 副事業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

野澤俊則氏は当社グループの主力事業である不動産開発事業に長きにわたり携わっており、また前職での企業経営に関わった経験等を総合的に勘案し、補欠の監査等委員である取締役の候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号	2	お お し ろ き え 大城 季絵	生年月日	1975年4月4日生
			所有する当社の株式	—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 10月 第二東京弁護士会に弁護士登録 リンク総合法律事務所入所
 2005年 5月 第一東京弁護士会に弁護士登録 高場法律事務所入所(現任)

(重要な兼職の状況)

高場法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大城季絵氏は過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高い見識、専門知識、経験等を総合的に勘案し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大城季絵氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏が社外取締役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当社と各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2023年4月27日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、現在、在任中の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役1名に対し、本総会終結の時までの在任期間における功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において役員退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。なお、支給の時期につきましては、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（その概要につきましては、事業報告「2（3）会社役員の状態 ④取締役の報酬等の総額（39頁）」に記載のとおりです。）に沿って、役員報酬制度の見直しを行うことに伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の役員退職慰労金制度の廃止のための打切り支給を行うことを内容とするものであり、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会において多角的に検討を行い妥当であると答申をいただいていることも踏まえ、取締役会において相当であると判断しております。打切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
肥田幸春	1980年7月 当社代表取締役 2021年6月 当社代表取締役会長 会長執行役員（現任）
永井敦	2010年6月 当社取締役 2021年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）
益子重男	2002年2月 当社取締役 2021年6月 当社取締役 専務執行役員（現任）
鈴木憲一	2018年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月25日開催の当社第35回定時株主総会において、年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定め に服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対して新たに譲渡制限付株式を報酬等として割り当てることにつき、ご承認をお願いするものです。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.28%程度（10年間にわたり、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.88%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告「2（3）会社役員の状況 ④取締役の報酬等の総額（39頁）」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役及び執行役員（当社または当社子会社と委任契約を締結している者に限る。以下、「委任型執行役員」という。）のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は委任型執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取り扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が、譲渡制限期間が満了した時点より前に到来する時に限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社及び当社子会社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の委任型執行役員及び当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症への対応と社会経済活動の両立が進む中、政府による各種政策効果を背景に、景気の一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きがみられております。一方、世界的な金融引締めが継続し、金融資本市場の変動や物価上昇等による海外景気の下振れが、我が国の景気を下押しするリスクに引き続き留意する必要があります。

首都圏のマンション市場におきましては、建築資材や用地価格の高騰などを背景に当連結会計年度のマンションの新規供給戸数は前年同期比12.9%減の2万8,632戸に留まりました。一方で、購入需要については、同期間の平均初月契約率が70.7%と好調の目安と言われる70%を2年連続で上回るなど、底堅く推移しております。(数字は株式会社不動産経済研究所調べ)

当社グループの主要事業領域である資産運用型分譲マンション市場におきましては、单身者を中心とした首都圏の賃貸需要は底堅く、購入需要についても、安定した収益が期待できる運用商品として認知度が高まり、低金利にも後押しされ、堅調な状況が続いているものと認識しております。

このような経営環境のもと、当社グループは、首都圏において、資産運用としての多彩なメリットを提供する「ガーラマンションシリーズ」及びファミリー層向けマンションの自社ブランド「ガーラ・レジデンスシリーズ」の開発・販売の拡大、顧客サポート体制の充実、ブランド力の強化を図り、グループ企業価値の向上に全力を尽くしてまいりました。また、社会情勢の変化に対応するため、WEBセミナーの開催やオンライン商談など様々な営業手法を用いながら事業の推進に努めてまいりました。

以上の結果、売上高846億88百万円(前連結会計年度比3.0%増)、営業利益82億50百万円(前連結会計年度比9.3%減)、経常利益82億19百万円(前連結会計年度比9.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益56億21百万円(前連結会計年度比11.3%減)となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
846億88百万円 (前期比 3.0%増) ▲	82億50百万円 (前期比 9.3%減) ▼	82億19百万円 (前期比 9.5%減) ▼	56億21百万円 (前期比 11.3%減) ▼

不動産開発事業

(事業内容)
不動産の企画、開発、分譲、仲介、賃貸



売上高

749億25百万円

前期比 3.7%増 

セグメント利益

70億64百万円

前期比 6.3%減 

当期の概況

当連結会計年度は、「ガーラ・プライム横濱関内」、「ガーラ・グランディ深川住吉」、「ガーラ・レジデンスひばりヶ丘」などの新築物件の販売に注力するとともに、中古マンションの販売も積極的に行ってまいりました。

以上の結果、新築マンション売上高277億48百万円（948戸）、中古マンション売上高404億10百万円（1,613戸）、不動産賃貸収入65億53百万円、その他収入2億13百万円となり、不動産開発事業の合計売上高749億25百万円（前連結会計年度比3.7%増）、セグメント利益70億64百万円（前連結会計年度比6.3%減）となりました。

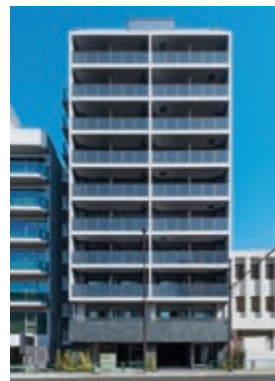
(当期竣工物件一例)



ガーラ・パークヒルズ武蔵小山



ガーラ・プレシャス横浜鶴見



ガーラ・グランディ木場公園

不動産管理事業

(事業内容)
建物の総合管理事業
不動産の賃貸管理事業
別荘地管理事業



売上高

36億52百万円

前期比 4.8%増 

セグメント利益

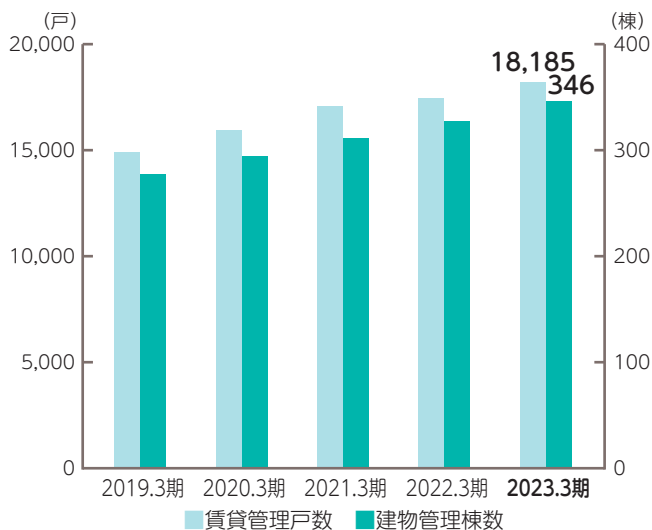
9億48百万円

前期比 7.5%増 

当期の概況

当連結会計年度は、自社グループ開発物件の新規管理受託や外部受注等を進め、賃貸管理戸数は18,185戸、建物管理棟数は346棟となりました。

【賃貸管理戸数・建物管理棟数の推移】



(賃貸管理業務の概要)

家主代行システムとサブリースシステムにより、中長期にわたる資産運用型マンションの所有をサポートすることで、オーナー様は安心して将来の資産形成を行えます。

(建物管理業務の概要)

マンション管理スタッフに対する教育を徹底することで、物件の資産価値の維持、安心の管理組合運営サポートを実現しています。

建設事業

(事業内容)
建築土木の設計、施工、請負
建築土木のマネジメント・コンサルティング業務
不動産の売買、仲介

売上高 **47億77百万円** 前期比 11.1%減 ↓

セグメント利益 **1億48百万円** 前期比 77.1%減 ↓



当期の概況

当連結会計年度は、完成工事件数の減少により、売上、利益ともに前年を下回って推移しました。

旅館事業

(事業内容)
旅館業
飲食店業

売上高 **12億79百万円** 前期比 16.8%増 ↑

セグメント利益 **47百万円** 前期は20百万円の損失 ↑



当期の概況

当連結会計年度は、観光需要喚起策「全国旅行支援」等により、客室稼働率及び客室平均単価は前年同四半期を上回って推移いたしました

② 設備投資の状況

当連結会計年度において支出した設備投資の総額は39百万円であります。

③ 資金調達の状況

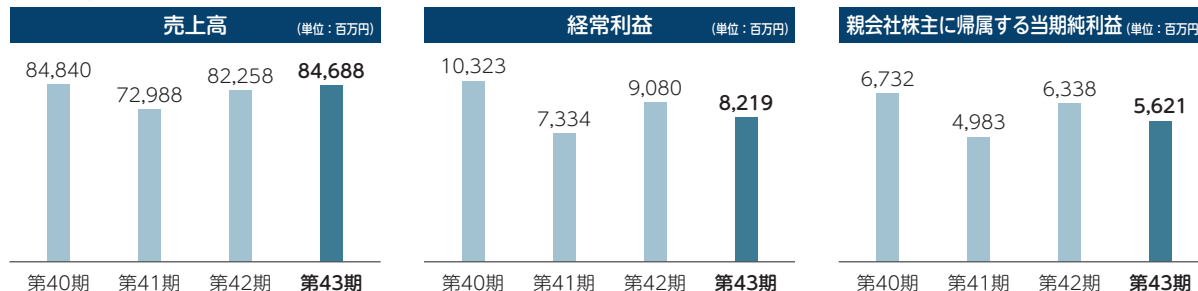
事業用地の取得を主な資金使途として借入を行った結果、当連結会計年度末の借入残高は134億73百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区分		第40期 (2020年3月期)	第41期 (2021年3月期)	第42期 (2022年3月期)	第43期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	84,840	72,988	82,258	84,688
経常利益	(百万円)	10,323	7,334	9,080	8,219
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	6,732	4,983	6,338	5,621
1株当たり当期純利益	(円)	205.98	152.46	193.93	171.97
総資産	(百万円)	86,719	84,375	82,659	88,938
純資産	(百万円)	50,314	53,869	58,917	63,022
1株当たり純資産額	(円)	1,539.35	1,648.14	1,802.55	1,928.17

(ご参考)

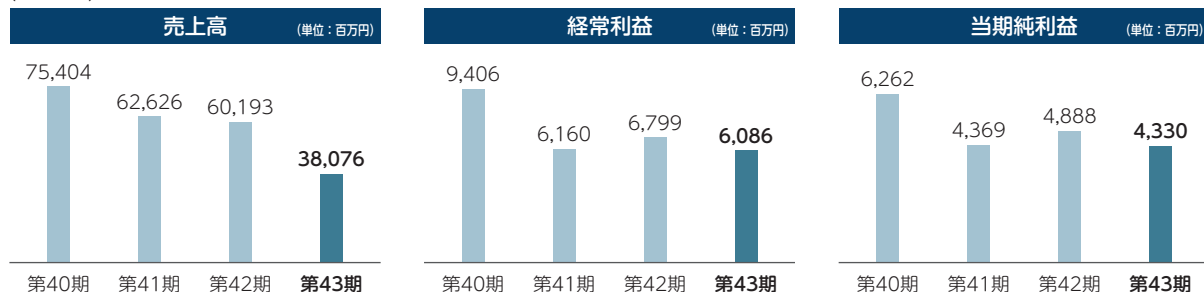


(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区分		第40期 (2020年3月期)	第41期 (2021年3月期)	第42期 (2022年3月期)	第43期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	75,404	62,626	60,193	38,076
経常利益	(百万円)	9,406	6,160	6,799	6,086
当期純利益	(百万円)	6,262	4,369	4,888	4,330
1株当たり当期純利益	(円)	191.60	133.70	149.57	132.48
総資産	(百万円)	76,735	72,959	66,348	62,255
純資産	(百万円)	46,513	49,456	53,079	55,879
1株当たり純資産額	(円)	1,423.06	1,513.11	1,623.96	1,709.61

(ご参考)



(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

2. 当社は、2021年10月1日付で持株会社体制に移行し、株式会社FJネクストが当社の不動産開発事業を承継しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社F Jネクスト	100百万円	100%	不動産開発事業、分譲、仲介
株式会社エフ・ジェー・コミュニティ	50百万円	100%	不動産賃貸管理・建物管理事業
株式会社レジテックコーポレーション	200百万円	100%	建築物の設計・施工、当社グループ開発物件検査業務
F Jリゾートマネジメント株式会社	33百万円	100%	旅館事業
株式会社アライドライフ	50百万円	100%	金融サービス
株式会社伊東一碧管理サービス	50百万円	100%※	別荘地管理事業

- (注) 1. 当社の連結子会社である株式会社F Jネクストは、2023年2月1日をもって、株式会社伊東一碧管理サービスの発行済株式の100%を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 当社の議決権比率欄の※印は、子会社を通じた間接保有です。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主力事業である資産運用型分譲マンション市場におきましては、単身者や少人数世帯を中心とした都心への人口移動の継続などを背景に、賃貸、実需ともに底堅い需要が続くものと予想され、資産運用に対する社会的関心が高まる中、分散投資の一つとして安定した収益を不動産に求める購入者層の一層の拡大が見込まれております。

用地仕入・開発面では、地価の上昇が続いており、建築費も高止まりしていることから、収益性の見極めが一層重要になるものと考えられます。

当社グループは、持続的な成長へ向けて、経営環境の変化を的確に捉えながら、以下の経営課題に取り組んでまいります。

第一に、新規物件を安定的に供給していくため、仕入・開発力の一層の強化を図ってまいります。採算性重視を基本方針として、自社ブランド「ガーラマンションシリーズ」及び「ガーラ・レジデンスシリーズ」の開発用地の継続的・安定的な確保を実現することで、マンション市場における地位を盤石なものにしてまいります。

第二に、お客様の立場やニーズを尊重した販売体制・サービス体制の構築を図ってまいります。販売戸数、管理戸数の伸長に向け、業務システムの最適化と社員教育の充実を進め、お客様から信頼される組織体制を構築してまいります。

第三に、適切なコンプライアンスを遵守した経営を推進してまいります。コーポレートガバナンスの強化、内部統制システムの整備・充実を図り、企業の社会的責任を果たし、全てのステークホルダーの皆さまから優良企業と評価される企業グループを目指してまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は、不透明な状況が続くものと予想されますが、以上の経営課題に役員・従業員が一体となってスピードを上げて取り組み、持続的な企業価値の向上を図ってまいり所存であります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、主として首都圏を中心に不動産開発事業を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① 不動産開発事業

首都圏において、主に下記の事業を行っております。

- ・資産運用型単身者向けマンションの開発・販売・仲介・買取・賃貸
- ・自己居住用ファミリー層向けマンションの開発・販売
- ・中古マンションの販売・仲介・買取・賃貸

伊豆エリアにおいて、不動産の開発・販売・仲介・買取・賃貸を行っております。

② 不動産管理事業

主にマンション区分所有者から賃貸管理、及び管理組合から建物管理の請負業務を行っております。

また、伊豆エリアにおける別荘地管理事業を行っております。

③ 建設事業

主にマンション等建築物の設計・施工・検査・リノベーションを行っております。

④ 旅館事業

静岡県伊豆エリアにおいて、温泉旅館「伊東遊季亭」、「伊東遊季亭 川奈別邸」、「玉峰館」及び「清流荘」の経営を行っております。

⑤ その他事業

当社顧客及びマンション管理組合向けに融資等の金融サービスを行っております。

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

株式会社F J ネクストホールディングス	本社 (東京都新宿区) 伊豆高原支店 (静岡県伊東市)
株式会社F J ネクスト	本社 (東京都新宿区) 横浜営業所 (神奈川県横浜市) 伊豆高原支店 (静岡県伊東市)
株式会社エフ・ジェー・コミュニティ	本社 (東京都新宿区)
株式会社レジテックコーポレーション	本社 (東京都新宿区)
F J リゾートマネジメント株式会社	本社 (静岡県伊東市) 伊東遊季亭 (静岡県伊東市) 伊東遊季亭 川奈別邸 (静岡県伊東市) 玉峰館 (静岡県賀茂郡河津町) 清流荘 (静岡県下田市)
株式会社アライドライフ	本社 (東京都新宿区)
株式会社伊東一碧管理サービス	本社 (静岡県伊東市)

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比
不動産開発事業	316名 (8) 名	2名減 (2名増)
不動産管理事業	109名 (486) 名	4名増 (11名増)
建設事業	49名 (-) 名	3名増 (増減なし)
旅館事業	50名 (109) 名	3名減 (14名増)
その他	1名 (-) 名	増減なし (増減なし)
全社 (共通)	39名 (1) 名	4名増 (2名減)
合計	564名 (604) 名	6名増 (25名増)

(注) 1. 使用人数は従業員数であり、嘱託社員、契約社員及びパートタイマーについては、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない持株会社に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39 (1) 名	4名増 (2名減)	37.6歳	12.0年

(注) 使用人数は従業員数であり、嘱託社員、契約社員及びパートタイマーについては、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,830百万円
株式会社三井住友銀行	3,443百万円
株式会社きらぼし銀行	1,700百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,400百万円
株式会社りそな銀行	1,400百万円

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,861,000株
- ② 発行済株式の総数 34,646,500株
- ③ 株主数 16,406名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社エム・エム・ヨーク	6,146,140株	18.80%
肥田 幸春	5,099,800	15.60
株式会社松濤投資倶楽部	4,824,000	14.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,260,700	6.91
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,151,564	3.52
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	741,200	2.26
京田 景子	537,500	1.64
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	424,698	1.29
柳澤 安慶	400,000	1.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	376,000	1.15

(注) 1.当社は、自己株式を1,961,157株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

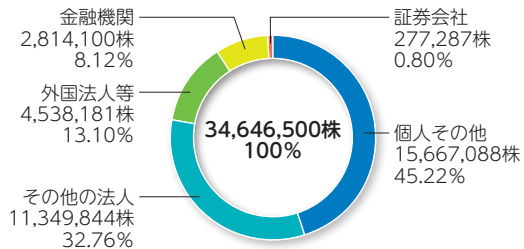
3.2022年3月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、日本バリュース・インベスターズ株式会社が2022年2月28日現在で以下の当社株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株式数	株券等保有割合
日本バリュース・インベスターズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	1,582,300株	4.57%

4.2022年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）が2022年11月15日現在で以下の当社株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

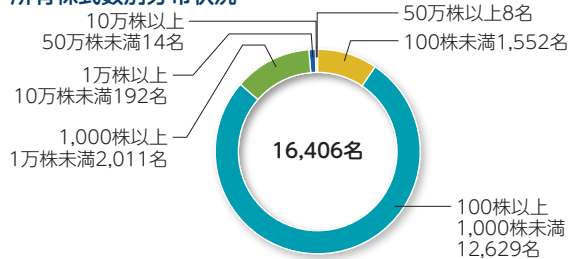
氏名又は名称	住所	保有株式数	株券等保有割合
エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート 245 (245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA)	2,657,300株	7.67%

所有者別株式分布状況



※ 自己株式1,961,157株は、「個人その他」に含めて記載しております。

所有株式数別分布状況



※ 自己株式1,961,157株を含めて記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 会長執行役員	肥田 幸春	株式会社FJネクスト代表取締役社長 FJリゾートマネジメント株式会社代表取締役社長
代表取締役社長 社長執行役員	永井 敦	株式会社エフ・ジェー・コミュニティ代表取締役社長
取締役 専務執行役員	益子 重男	株式会社FJネクスト専務取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	鈴木 憲一	
社外取締役 (監査等委員)	鈴木 清	鈴木公認会計士事務所 所長 公認会計士・税理士、株式会社ディスカバリー 取締役、株式会社ソノコム社外取締役、日栄工業株式会社社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	高場 大介	高場法律事務所 所長 弁護士、緑産業株式会社 監査役

- (注) 1. 当社では、業務執行取締役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査等委員を選定しております。
2. 取締役鈴木清氏及び取締役高場大介氏は、社外取締役であります。
3. 取締役鈴木清氏は、公認会計士及び税理士であり、財務・会計・税務・監査分野に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高場大介氏は、弁護士であり、企業法務やガバナンスの分野における専門知識と豊富な経験を有しております。
5. 取締役鈴木清氏及び取締役高場大介氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	255 (-)	222 (-)	32 (-)	3名 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	33 (13)	31 (13)	1 (-)	3名 (2名)
合計 （うち社外取締役）	288 (13)	254 (13)	34 (-)	6名 (2名)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当期繰入額を記載しております。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ・当社取締役会は、健全な企業家精神の発揮に資するためのインセンティブ付与の観点から、各業務執行取締役等の職責（担当部門の職務内容や規模、責任、経営への貢献度）、役位、在任年数を反映し、当社の業績、他社並びに当社従業員給与の水準等も考慮して、報酬額を決定しております。なお、その報酬額は金銭による固定報酬と、本定時株主総会での承認可決を条件として導入する予定であり、中長期的な株主との価値共有を目的として支給する株式報酬とで構成いたします。
- ・当社取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第35回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額700百万円（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役は年額100百万円を限度とすることが定められております。当該決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名であり、定款上の取締役は15名以内です。当該決議時の監査等委員である取締役の員数は3名であり、定款上の監査等委員である取締役は5名以内です。取締役の報酬金額は、上記株主総会で決議された額の範囲内で決定しております。

- ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会決議により委任された代表取締役の肥田幸春であります。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであり、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役を含む取締役会の意見も尊重しております。なお、報酬について一定の事由が生じた際には、取締役会の決定に基づき報酬の減額措置を講じることがあります。また、監査等委員である取締役の報酬額については監査等委員の協議により決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役（監査等委員）鈴木清氏は、鈴木公認会計士事務所の所長及び株式会社ディスカバリーの取締役を兼務しておりますが、当社と同事務所及び同社との間には特別な関係はありません。
 - ・ 取締役（監査等委員）高場大介氏は、高場法律事務所の所長を兼務しておりますが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役（監査等委員）鈴木清氏は、株式会社ソノコム及び日栄工業株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該2社との間には特別な関係はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会 (16回開催)		監査等委員会 (12回開催)		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
鈴木 清	16回	100%	12回	100%	<p>当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会12回に全て出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士及び税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員である取締役として監査等委員会において、事業部門の監査を重点的に行い、特に会計を中心とした監査、提言等を行いました。</p> <p>なお、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
高場 大介	15回	94%	11回	92%	<p>当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会11回出席いたしました。</p> <p>主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員である取締役として監査等委員会において、事業部門の監査を重点的に行い、特にコンプライアンス体制に対する監査、提言等を行いました。</p> <p>なお、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営上重要施策の一つと認識し、内部留保と資本効率等を総合的に勘案のうえ、経営成績に応じた利益の配分を継続的かつ安定的に行うことを基本方針としております。

自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当期の業績、及び次期以降の中長期的な事業展開等を慎重に検討いたしました結果、当事業年度（2023年3月期）の期末配当につきましては、普通配当1株当たり24円とし、すでに実施済みの中間配当24円とあわせて年間配当は1株当たり48円といたしたいと存じます。

連結計算書類及び計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	76,595	流動負債	13,210
現金及び預金	32,254	支払手形及び買掛金	1,473
受取手形、営業未収入金及び契約資産	4,067	1年内返済予定の長期借入金	5,820
販売用不動産	11,130	未払金	513
仕掛販売用不動産	26,489	未払法人税等	1,273
未成工事支出金	1	未払消費税等	364
原材料及び貯蔵品	37	預り金	2,397
前渡金	186	賞与引当金	266
その他	2,430	その他	1,100
貸倒引当金	△1	固定負債	12,705
固定資産	12,343	長期借入金	7,653
有形固定資産	11,089	退職給付に係る負債	859
建物及び構築物	5,601	役員退職慰労引当金	864
土地	5,311	長期預り敷金保証金	1,867
その他	177	長期預り金	82
無形固定資産	41	企業結合に係る特定勘定	1,354
投資その他の資産	1,212	その他	23
投資有価証券	373	負債合計	25,915
繰延税金資産	250	純資産の部	
その他	599	株主資本	62,962
貸倒引当金	△9	資本金	2,774
資産合計	88,938	資本剰余金	3,054
		利益剰余金	58,344
		自己株式	△1,211
		その他の包括利益累計額	60
		その他有価証券評価差額金	73
		退職給付に係る調整累計額	△12
		純資産合計	63,022
		負債・純資産合計	88,938

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		84,688
売上原価		65,840
売上総利益		18,848
販売費及び一般管理費		10,597
営業利益		8,250
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	7	
違約金収入	9	
助成金収入	13	
その他	16	48
営業外費用		
支払利息	44	
雑損失	32	
その他	2	79
経常利益		8,219
特別利益		
負ののれん発生益	29	29
税金等調整前当期純利益		8,248
法人税、住民税及び事業税	2,609	
法人税等調整額	18	2,627
当期純利益		5,621
親会社株主に帰属する当期純利益		5,621

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	38,085	流動負債	4,638
現金及び預金	17,270	買掛金	12
営業未収入金	76	1年内返済予定の長期借入金	2,920
販売用不動産	5,051	未払金	710
仕掛販売用不動産	6,034	未払法人税等	730
未収入金	8,878	預り金	192
その他	775	賞与引当金	34
貸倒引当金	△0	その他	38
固定資産	24,169	固定負債	1,737
有形固定資産	10,632	長期借入金	763
建物	5,376	退職給付引当金	99
構築物	88	役員退職慰労引当金	840
車両運搬具	3	その他	34
工具、器具及び備品	41	負債合計	6,376
土地	5,122	純資産の部	
無形固定資産	17	株主資本	55,806
投資その他の資産	13,519	資本金	2,774
投資有価証券	298	資本剰余金	3,054
関係会社株式	10,599	資本準備金	2,738
関係会社長期貸付金	1,500	その他資本剰余金	316
敷金及び保証金	412	利益剰余金	51,188
繰延税金資産	583	利益準備金	27
その他	125	その他利益剰余金	51,160
資産合計	62,255	別途積立金	38,800
		繰越利益剰余金	12,360
		自己株式	△1,211
		評価・換算差額等	73
		その他有価証券評価差額金	73
		純資産合計	55,879
		負債・純資産合計	62,255

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		38,076
売上原価		27,342
売上総利益		10,734
販売費及び一般管理費		4,645
営業利益		6,089
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	7	
その他	13	27
営業外費用		
支払利息	28	
その他	2	30
経常利益		6,086
税引前当期純利益		6,086
法人税、住民税及び事業税	1,726	
法人税等調整額	29	1,755
当期純利益		4,330

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社F Jネクストホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長崎 将彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社F Jネクストホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F Jネクストホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社 F J ネクストホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長崎 将彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 F J ネクストホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社FJネクストホールディングス 監査等委員会

監査等委員（常勤） 鈴木 憲一 ㊟

監査等委員 鈴木 清 ㊟

監査等委員 高場 大介 ㊟

(注) 監査等委員鈴木清及び高場大介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



ガーラ・プライム横濱関内



飛躍を続ける横浜ベイエリア、 煌めく未来を謳歌するライフ ステージに誕生。

全199邸の圧倒的なスケールを誇る「ガーラ・プライム横濱関内」は、関内エリアはもとより、みなとみらいエリアや元町・山手エリア、「横浜」駅周辺エリアも身近にするロケーションに誕生しました。徒歩4分の横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町」駅と、徒歩10分のJR京浜東北線・根岸線「関内」駅の2駅2路線を使い分けることで、横浜市内へはもちろん首都圏主要エリアへの高い交通利便性を発揮します。加えて、東海道新幹線の停車駅である「新横浜」駅や空の玄関口「羽田空港」へもスムーズに繋がるため、国内外の出張や旅行も快適です。

外観は、シンプルでありながら凛とした存在感を演出するとともに、エントランスにも大胆な設計や上質な仕様をふんだんに施し高品位な意匠性を追求しました。エントランスホールは、ホワイト系のタイルや木目調のクロスを用いることで明るく柔らかな雰囲気を出しています。

[物件概要]

(交 通) 横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町」駅まで徒歩4分
JR京浜東北線・根岸線「関内」駅まで徒歩10分

(総戸数) 199戸

(間取り) 1K・1DK

(竣 工) 2023年2月



ガーラ・レジデンス船堀プロムナード



ゆとりの暮らしが叶える、 こころ満たす豊かで軽やかな 「船堀」アーバンライフ。

豊かな緑と水に潤う、恵まれたポジションに誕生した「ガーラ・レジデンス船堀プロムナード」。周辺には自然豊かな公園が多数点在しており、四季の移ろいを身近に感じながら心地よい日々を過ごすことができる住環境が整っています。また少し足を延ばせば大型商業施設や商店街が利用可能で、生活利便性の高いユースフルなロケーションが、日々の生活をさらに豊かに彩ってくれます。

最寄りの都営新宿線「船堀」駅からは、首都圏を代表するビジネスエリア「新宿」駅へのダイレクトアクセスが可能なほか、沿線からは合計23もの路線に乗り換えを行えるため、都心部への移動もスムーズです。

建物は、明るい全邸南東向きの配棟計画に加え、1フロア3邸のプランニングで角住戸率66%超を実現。さらにワイドスパン設計も採用し、自然の光と風を存分に享受する高い居住性を備えた住まいをデザインしています。

[物件概要]

(交 通) 都営新宿線「船堀」駅より徒歩19分

(総戸数) 30戸

(間取り) 3LDK

(竣 工) 2023年3月

ひと・ときが満ちる、休日の宿、 くつろぎ日和伊東遊季亭



所在地：静岡県伊東市宝町1-8

電話：0557-37-0114

ホームページ：<https://www.ito-yukitei.com>

アクセス：東京～伊東 特急踊り子号で約1時間40分
JR伊東駅よりタクシー無料送迎



遊季亭

検索

相模灘を一望する伊東市川奈の丘陵に、 静かな佇まいの五つの離れ



所在地：静岡県伊東市川奈1385-1

電話：0557-44-0067

ホームページ：https://www.ito-yukitei.com/kawana_bettei

アクセス：東京～川奈 特急踊り子号で約1時間50分、
伊豆急行川奈駅よりタクシー無料送迎



川奈別邸

検索

大正15年創業 源泉かけ流しの宿。
古き、新しき、極み。

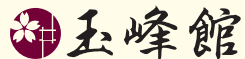


所在地：静岡県賀茂郡河津町峰440

電話：0558-34-2041

ホームページ：<https://www.gyokuhokan.jp>

アクセス：東京～河津 特急踊り子号で約2時間10分、
伊豆急行河津駅より無料送迎あり
(事前にご予約をお願いします)



玉峰館

検索

伝統に磨かれた佇まいで、
此処にしかない寛ぎを。



所在地：静岡県下田市河内2-2

電話：0558-22-1361

ホームページ：<https://www.seiryuso.co.jp>

アクセス：東京～下田 特急踊り子号で約2時間40分、
伊豆急行伊豆急下田駅より無料送迎あり
(事前にご予約をお願いします)



清流荘

検索

株主優待制度

SHAREHOLDER INCENTIVES

株主様の日頃のご支援にお応えするために、毎年3月31日時点で、1,000株以上の株式を保有されている株主様を対象として、株主優待制度を実施いたします。

株主様向け優待商品のご案内時期につきましては、本定時株主総会終了後の6月下旬に発送を予定しております。

優待内容①

当社グループが経営する温泉旅館の優待利用券

1,000株以上保有されている株主様には、当社グループが経営する4旅館の優待利用券（1枚：10,000円分）を保有株数に応じて贈呈いたします。

■ 対象旅館

- 「伊東遊季亭」
- 「伊東遊季亭 川奈別邸」
- 「玉峰館」
- 「清流荘」

■ 贈呈枚数

1,000株以上5,000株未満	1枚（10,000円分）
5,000株以上10,000株未満	3枚（30,000円分）
10,000株以上	6枚（60,000円分）



優待内容②

長期保有優待制度

1,000株以上を3年以上保有されている株主様には、左記に加えて百貨店セレクトの電子カタログギフト(5,000円相当)を贈呈いたします。



対象の株主様 ▶ 1,000株以上を3年間継続保有されている株主様

商品一例



鹿児島県産
黒毛和牛すき焼き用



佐賀県唐津加工
干物詰め合わせ



近江牛
牛すじ煮込みカレー



富良野ソフト



オムロン
体重体組成計

(注) 優待内容の詳細・お申込み方法等につきましては、株主総会後にお送りするご通知にてご案内させていただきます。

株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月下旬

基準日 期末配当 3月31日
中間配当 9月30日

単元株式数 100株

公告方法 電子公告により、当社ホームページ(<https://www.fjnext-hd.co.jp>)に掲載いたします。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
(特別口座の口座管理機関) みずほ信託銀行株式会社

事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

◆郵便物送付先・お問合せ先
(未払配当金の受領など)
〒168-8507
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-288-324 (フリーダイヤル)

上場証券取引所 東京証券取引所 プライム市場

証券コード 8935

株主総会会場ご案内図

日時 2023年6月22日（木曜日）午前10時

会場 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京3階 藤の間



無料シャトルバスのご案内

ホテル専用のシャトルバスが新宿駅西口京王百貨店前のバス停21番乗り場より午前8時20分から20分間隔で運行しております。所要時間は約5分です。
 (当社株主総会の受付開始は午前9時30分でございます。)

交通	路線	駅名	案内	徒歩約
●	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅	地下通路を通り C8出口 より	2分
●	都営地下鉄大江戸線	都庁前駅	より	3分
●	JR線、小田急線、京王線、地下鉄各線	新宿駅	西口 より	10分

株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。
 あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD FONT
 見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。

